

# 一般廃棄物再生利用業指定証



大阪市指令環境事第34号  
令和5年9月5日

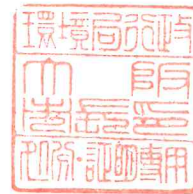
住所（所在地）

大阪府大東市深野五丁目4番22号

氏名（名称及び代表者の氏名）

植田油脂株式会社 代表取締役 高橋 史年

大阪市長 横山 英幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令 和 4 年 7 月 1 日
指 定 番 号	第 1 0 5 1 号
事業の範囲	業務の種別 取り扱う一般廃棄物の種類
	再生輸送業 動植物性残渣（揚げかすに限る）・廃油（廃食用油に限る） 以上2種類
再生利用の方法	揚げかす・廃食用油を加工し、 飼料用原料・飼料用油脂・工業用油脂への再生利用
取 引 関 係	取 引 先：大阪市内の排出者 再生輸送先：植田油脂株式会社
指 定 期 限	令 和 6 年 6 月 3 0 日
指 定 条 件	①取り扱う一般廃棄物は、飼料用原料・飼料用油脂・ 工業用油脂となるものに限る。 ②事業の範囲を変更する場合は、事前に大阪市長に承認を 得ること。 ③使用する運搬車両 ・大阪 100 た 14 ・大阪 830 め 1001